

入札公告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令和6年3月1日

國立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 小林 正裕

1 . 調 達 內 容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 調達件名及び数量 | (単価契約) 新稚魚ネットサンプル分析業務 一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期限 | 令和 7 年 3 月 17 日 |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | 。額に金地問す。
行該金で及か相
で当該捨税るに
価に當り費あ 0
総額(切消で 0
る金額を、者 1
すた金額は業の
対れた金者事分
にさし数札税 0
量載算端入免 1
数記加の、か 1
定にをそでのの。
予書額、のあ額と
る札るはるで金こ
す入すきす者望る
載、当とと業希す
記は相る格事約載
書つ 0 が札課たに
様た 1 数落るつ書
仕当の端て係も札
に分のつに積入 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育及び機構第1契約事務規程（平成13年4月1日付け）
水研第65号) 第12条第1項規定に依る者に於ける「業者」の定義に該当する。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究と「業者」の定義に該当する。

(3) 役務等契約指定期間、物販契約及び中国の機関の指名停止措置に該当する。

(4) 暴力団員に掲げる者に該当しないこと。

(5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。

(6) 仕様書を踏まえ終了した検査結果が実施体による調整備考欄に記載された場合。

3. 入札説明書等の交付方法

4 入札説明会の日時及び場所等

5に質行りけ、個侵せあ
1書のてよ付のを伏が
月明でしにけ定等をと
3説ま対と受特権所こ
年札日にこて産箇る
6入当員る隨もあの当答
和は。全すで等、回
令スと者表場報人はに
、レニ領公場情法にみ
はどう受てたるび合の
にア行書にしるび合の
合(を明ジす及場者
場ル疑説一関合る疑
る一質札ペに場あ質
あメて入ム疑人るが、
がには一質個あ述ず
疑てス答ホ。ににが記せ
質あク回のる降容述る表
し・ツ、構え以。内記あ公
関3アメ機代日る疑るのを
に記フと當に該す質得れ疑
等上はまに会当応、しそ質
書に又りも明、対し別お該
仕ま載をと札な様たをすは
様で)取と説おにだ識る当
日記疑う入 同人害又る

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等はなならない。
(2) 提出書類等によれば、

(3) 提出日期限

令和6年3月22日 17時00分

6. 入札の日時及び場所等

- | | | |
|----------------------|----------------------------|------|
| (1) 入札の日時及び場所 | 令和6年4月5日 横浜市法規デジタル産業研究センター | 1時0分 |
| (2) 郵便受取に際する入札書提出の場所 | 令和6年4月5日 横浜市法規デジタル産業研究センター | 1時0分 |

7 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 及び入札に示した競争参加資格のない者は提出した入札書及び入札に示す競争条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の札制者限の落札者と内では最も低価格をもつて有効な入札を行つた者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国際立研究開発法知人書水写研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格審査結果通知書によること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (2) 公上締結①機表記日、當該の役員最長は旨上は該の役の又る以又する、當構當總に1契機に機売該分者1契約に先のけと高す1札情報に額課に先金び約約及高入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいづれ

②	③	④	2	1	2	1	2	1	3	2	2	3	3	2	
か	か	か	一	募	場	未	未	上	分	未	満	又	分	以上	
契契者名引収業	、驗職取業	、當構當總	、當構當總	約	等長	と相	て併當	契、以	約次上	物情當	、る(名るの	及び數量、	契約	
する	する	する	する	及	つ等	いと	て併當	、せ職	ごに經	にげ者	にげ者	のす)	及び人數、	稱。	
（2）	公上締	機表記日	當該の役員最長は旨上は	該の役の又る以又する、當構當總に	1契機に機売該分者	1契約に先のけと高す	1札情報に額課に	先金び約約及高入に	占める当機構との間の取引割合が、	約次上	物情當	、る(名るの	及び數量、	契約

- (3) 当機構に約お近い契約提締けの事業に供給する時終日等の職務を有する者たる名前とその在籍地等の情報について、OBに係る情報（人數、現在の職名及び当機構との間の取引高又は事業収入及び機構の売上高）を報じてある。

- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4月に締結した契約については原則として 93 日以内）

- (5) その他の機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が

- 所締約に契りていたき
く募されさせたとみな
たには応募したと確
若も札にて應すれば
のまさるでし意に上た
同のいてれ意いつ
さ同願もてのいて
れ意いつ
掲表を結報ご約
載におをか公力締
」の協約に及理又
解はつび解はつ
のよはい表供ご募す
公提う応ま
機た若了
係当い札ご
情構だし知
報へくく願
にのて応、
約報つ、で
のをなす
美情行おの
行要結ま

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

に研 a
ン等立 . 上
イ約国 f r a 以
ラ契「 w. 金額 。出約ま回
ドのに w w . 定す提誓し 1
イ費様 // 一まの③いに
ガ究皆： い」、願所。
の研の h t t p 、て書項お箇ん
査的先 h t k i きし約事を 1 せ
監公引： だい誓意出かま
・、取 URL た願「 注提れり
理て、（い）解おるののずあ
管つて」解をかて書いは
の沿し項項出かつ約校要
費にと事ご提にた誓学必
究）つ意をの止あ、大る
研定と注 f 」防には産す
的決ひの p d 書正等合水出
公臣のて。約不約場、提
費に部取に _ 旨研構とセ約
関文、等る的機方查契
機日り約 note 公育手調の
究 5 お契 / 守 ① 教相発降
研 1 ての e 遵（・約開以
「月つと que を類究契、回
た 2 行構 r e q u e t 項書研、所次
れ年を機 e 事係産で究の
さ 9 み育 d 意関水の研内
示 1 組教 1 注止人す、構
り成り・ p 該防法ま部機
は）防水 / k i し費研に機れ
で準正人 j p 際究立書当け
構基不法 o に研国明、だ
機施る発 g 約的 ② 説おた
當実け開 r c 契公、札ない
(お究 f の て入

業務仕様書

1. 件名 新稚魚ネットサンプル分析業務

2. 業務目的 本業務は、我が国周辺海域における資源評価調査の一環として、魚類等の稚魚の種組成および全長組成を明らかにすることを目的とする。

3. 業務場所 契約締結業者指定場所

4. 予定数量

稚魚ネットサンプル分析 (和歌山) 82 検体
(口径 1.3 m のネットによる 2 ノット 10 分間表層曳き標本)

5. 業務内容

稚魚ネットサンプル分析 (和歌山県)
標本採集実施機関：和歌山県水産試験場

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 仔稚魚の選別・計測：仔稚魚の選別・計測前に試験管などの別容器に移し、一晩以上置きプランクトンを完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衡) を計測する。その後標本から魚類の仔稚魚、頭足類の幼体をすべて選別する。選別に当たってはスパイドまたは先端の柔らかいステンレス製のピンセット(ドイツ Turtox 製など)を用いるなど、仔稚魚の組織を損なうことのないよう注意する。また、破損した仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。サンマは全数の肉体長(吻端から尾部肉質部後端まで)を 1 mm 単位で測定する。マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、サバ属 (マサバ、ゴマサバ)、キビナゴ、コノシロ、サッパは前期仔魚と後期仔魚に分けてそれぞれ 100 個体を上限として全長(吻端から尾鰭後端まで)を、ブリ、マアジ、アジ類、タチウオ、イカナゴは 100 個体を上限として全長(吻端から尾鰭後端まで)を 1 mm 単位で測定する。スルメイカのリンコトウチオン幼生は個体数を計数し、100

個体を上限として外套長を 0.1 mm 単位で計測する。卵・仔稚魚を取り出した後のプランクトンは優占種 3~5 種程度を上位分類群（例；カイアシ類））で記入する。魚類・頭足類以外の湿重量（g、小数点 2 衔）を計測する。

(4) 標本の保存：選別した魚類の仔稚魚は採集点ごとに、①指定魚種およびスルメイカ、②その他の魚種およびその他の頭足類の 2 つに分け、標本瓶に 5% ホルマリン溶液で固定する。標本瓶は原則として 10ml 程度の中蓋付き容器を用いるが、標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。耐水紙で作成したラベルに魚種名、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には魚種名、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。

卵・仔稚魚以外の標本は、塩釜庁舎へ送付する。プランクトン標本は指定のラベルと共に標準サンプル瓶 (UM サンプル瓶 100 ml) に入れる。1 本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する（標準サンプル瓶に入らない大型の生物等標本の対応については、本章末尾に記載する）。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付する。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 9640246）、タフタッグ（三商 商品コード 9608496）、タフタッグ（三商 商品コード 9608476）の順で、真ん中のラベルに船名、観測点名、目合 (335 μm)、採集器具（新稚魚ネット）、採集層 (0m)、分割率 (1/2 等) 等を記載すること。標本瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色）に 40 本収納する。また標本瓶蓋の一番上のラベルに 1~40 までの通し番号を記入する。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを (1) で送付したワークシートに入力する。一つのコンテナに採集した都県や採集月の異なる標本などが混在しても構わない。コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープを貼付した上で通し番号を記載すること。標本およびコンテナに記載した通し番号を(1)で送付したワークシートに入力する。なお、コンテナの通し番号は仮の番号であり、塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-1 用・黄色）をし、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で塩釜庁舎へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から分析業者へ纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、各都県研究機関へ返送する。不明な点は作業についての問い合わせは塩釜庁舎にする。なお、標本瓶やコンテナにかかる費用と運送費は請負者が負担する。なお、標準サンプル瓶に入らない大型の生物等標本等については、UM サンプル瓶 200 ml、500ml もしくは 900ml を使用して収容する。それらの標本は標準のコンテナには入らないため、段ボール等を用いて輸送する。それ以外については標準瓶の処理と同様の処理を行う。

(5) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その

他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6) 成果物：査定結果を入力したワークシートを当所と標本採集実施機関に送付する。

標本は標本採集実施機関に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

6. 査定結果の再点検

卵・仔稚魚の査定結果について、一度点検を行った上でさらに再点検を行うこと。

また点検および再点検のうちのどちらかは査定者とは別の者が行うこと。

7. 標本保存・送付の詳細

選別された卵・仔稚魚の標本については、スクリュー管を専用の箱に整理し、箱の上面と側面に紙ラベルで、研究機関、採集年月、稚魚ネットサンプルの卵・仔稚魚であることを明記した上で、標本採集実施機関に送付する。卵・仔稚魚選別済みのプランクトン標本については、塩釜庁舎に送付する。なお、標本瓶やコンテナにかかる費用と運送費は請負者が負担する。

8. 業務期限 令和7年3月17日

9. その他

- 1) 一定数の標本を当所が事前に査定する。
- 2) 査定物及び時期については別途指示するものとする。
- 3) 請負者成果物と当所査定結果が整合した上で完了とする。
- 4) 詳細については担当者と協議のうえ施行するものとする。

また、完了後係員の検査を受け合格すること。